

第 7 1 号 議 案

足立区立千寿本町小学校温水プール条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 6 月 7 日

提出者 足立区長 鈴 木 恒 年

足立区立千寿本町小学校温水プール条例の一部を改正する条例
足立区立千寿本町小学校温水プール条例（平成 4 年足立区条例第 5 7
号）の一部を次のように改正する。

第 4 条各号列記以外の部分中「各号の一に該当すると認められる」を
「各号のいずれかに該当する」に、「第 2 条の使用の承認をしない」を
「使用の承認をしないものとする」に改める。

第 5 条中「教育委員会」を「第 1 3 条第 1 項の規定により温水プールの
管理を行う者（以下「指定管理者」という。）」に、「規則で特定の
日を定め、」を「教育委員会が規則で定める特定の日に」に改める。

第 1 0 条各号列記以外の部分中「各号の一に該当すると認める」を「各
号のいずれかに該当する」に、「使用を停止」を「使用の条件を変更し」
に、「制限」を「使用を停止」に改め、同条第 1 号中「までの一」を「ま
でのいずれか」に改め、同条第 3 号中「規則」を「教育委員会が定める
規則」に、「教育委員会の指示」を「指定管理者の指示」に改める。

第 1 1 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、
若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、
施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、
教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第 1 2 条中「設備等をき損し、又は滅失させた」を「使用に際し、施
設又は付帯設備に損害を与えた」に、「損害」を「損害額」に、「やむ
を得ないと認めるとき」を「やむを得ない理由があると認めたとき」に

改め、同条に次の１項を加える。

- ２ 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

第１３条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第１３条 温水プールの管理に関する業務は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定する指定管理者に行わせることができる。

- ２ 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

第１４条中「規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第１８条とする。

第１３条の次に次の４条を加える。

（指定管理者の指定）

第１４条 前条第１項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- ２ 教育委員会は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により温水プールの目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- ３ 教育委員会は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者選定審査会への諮問）

第１５条 前条第２項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区地域学習センター条例（平成１３年足立区条例第３４号）第１９条に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会に

諮問することができる。

（ 指定管理者の業務の範囲 ）

第 1 6 条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

（ 1 ） 施設の維持管理に関する業務

（ 2 ） 前号に掲げるもののほか、教育委員会が温水プールの管理運営に必要と認める業務

（ 管理の基準 ）

第 1 7 条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び温水プールの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、温水プールを利用する者の個人情報が適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、温水プールの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

付 則

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定、第 1 0 条の改正規定（同条第 3 号に係る部分を除く。）、第 1 2 条の改正規定（同条に 1 項を加える改正規定を除く。）、第 1 3 条の改正規定、第 1 4 条の改正規定及び同条を第 1 8 条とし、第 1 3 条の次に 4 条を加える改正規定（第 1 4 条及び第 1 5 条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（ 提案理由 ）

千寿本町小学校温水プールの管理を指定管理者に行わせるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。